

子ども・子育て支援法による特定教育・保育施設の「利用定員設定」について

1 子ども・子育て支援法による特定教育・保育施設の「利用定員設定」

子ども・子育て支援制度では、運営費等の各施設への給付（国・県・市からの財政支援）は、

① 特定教育・保育施設〔保育所、幼稚園、認定こども園〕への施設型給付

② 地域型保育事業者〔小規模保育事業者、家庭的保育事業者等〕への地域型保育給付に分かれ、施設ごとに認可定員の範囲内で市が利用定員を設定したうえで、運営基準等を満たしていることを確認し、財政支援を行います。このなかで、②の「認可」および①②の「利用定員設定」にあたっては、子ども・子育て会議の意見を聴取することとなっているものです。

< 「認可」と「利用定員設定」のイメージ >

			認可	施設への給付	
				利用定員設定	確認
①特定教育・保育施設			県	市 (本件)	市
保育所	認定こども園	幼稚園			
保育認定 0～5歳	教育標準時間認定 ・保育認定 0～5歳	教育標準時間認定 3～5歳			
②地域型保育事業（保育認定／0～2歳）			市	市	市
小規模保育事業、家庭的保育事業、 居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業					

子ども・子育て会議の意見を聴取する事項

（参考）認可定員と利用定員

認可定員	教育・保育施設の設置にあたり滋賀県や市に認可された定員
利用定員	子ども・子育て支援法に基づく、給付額算定の基礎となる定員 (認定区分(1～3号認定)ごとに定めます)

2 「利用定員設定」対象施設

(1) 私立幼稚園の子ども・子育て支援制度移行（草津幼稚園）

平成 27 年度に子ども・子育て支援制度が始まり、私学助成の補助を受けている私立幼稚園については、施設型給付への円滑な移行を図ることとされており、その時期については、施設の意向によるものとされています。

今般、私立幼稚園の草津幼稚園が令和 6 年 4 月より子ども・子育て支援制度へ移行（施設型給付への移行）することが決定しており、子ども・子育て支援法第 31 条に基づく市区町村の確認は、事業者から法令の基準を満たす申請があった場合は必ず行う必要があることから、市による確認を行い、草津幼稚園への施設型給付を開始するものです。

なお、草津幼稚園については、子ども・子育て支援制度へ移行することにより、施設への給付を行うにあたり必要な、国が定める公定価格に基づく単価を算定するために利用定員を設定するものです。

< 施設概要 >

園名	草津幼稚園
類型	幼稚園
所在地	草津市草津2丁目13-24
事業者名	学校法人草津仏教同心会
認可定員（現）	200人（年齢別設定なし）
認可定員（新）	200人（変更なし）
利用定員	75人
1号認定（教育3～5歳）	75人（3歳25人、4歳25人、5歳25人）
2号認定（保育3～5歳）	0人
3号認定（保育0～2歳）	0人

(2) 私立認可保育所の認定こども園化（草津大谷保育園）

私立認可保育所の草津大谷保育園について、令和6年4月より幼保連携型認定こども園として開園する予定となっており、教育認定（1号認定）を新たに設定するものです。

< 施設概要 >

	現	新
園名	草津大谷保育園	（仮称）認定こども園 草津大谷保育園
類型	保育所	幼保連携型認定こども園
所在地	草津市北大萱町296番地	同左
事業者名	社会福祉法人千草会	同左
認可定員	100人	115人（+15人）
利用定員	100人	115人（+15人）
1号認定（教育3～5歳）	0人	15人（3歳5人、4歳5人、5歳5人）（+15人）
2号認定（保育3～5歳）	60人（3歳20人、4歳20人、5歳20人）	60人（3歳20人、4歳20人、5歳20人）
3号認定（保育0～2歳）	40人（0歳9人、1歳15人、2歳16人）	40人（0歳9人、1歳15人、2歳16人）

(3) 認定こども園と小規模保育施設の一体化（TAMランド野路こども園）

保育所型認定こども園のTAMランド野路こども園について、令和6年4月より隣接する小規模保育施設のTAMランド野路つぼみ園と一体化し、0歳から5歳までの児童を受け入れる保育所型認定こども園として運営する予定となっており、保育定員（3号認定）を新たに設定するものです。

< 施設概要 >

	一体化		新 (※2園の合計との差)
	現	現（廃園）	
園名	TAMランド野路こども園	TAMランド野路つぼみ園	TAMランド野路こども園
類型	保育所型認定こども園	小規模保育事業A型	保育所型認定こども園
所在地	草津市野路8丁目16-10	草津市野路8丁目16-11	草津市野路8丁目16-10
事業者名	株式会社成基	同左	株式会社成基
認可定員	144人	19人	177人 (+14人)
利用定員	144人	19人	177人 (+14人)
1号認定 (教育 3~5歳)	24人 (3歳8人、4歳8人、5歳8人)	0人	24人 (3歳8人、4歳8人、5歳8人)
2号認定 (保育 3~5歳)	120人 (3歳40人、4歳40人、5歳40人)	0人	120人 (3歳40人、4歳40人、5歳40人)
3号認定 (保育 0~2歳)	0人	19人 (0歳3人、1歳8人、2歳8人)	33人 (0歳3人、1歳12人、2歳18人) (+14人)

(参考) 草津市内の認定こども園の類型と概要

	幼保連携型	幼稚園型	保育所型
法的性格	学校かつ児童福祉施設	学校 (幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設 (保育所+幼稚園機能)
根拠法令	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	学校教育法	児童福祉法
タイプ	認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ	認可幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ	認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園として機能を果たすタイプ

(参考) 小規模保育事業の区分

	A型	B型	C型
対象年齢	0～2歳児		
定員規模	6人以上19人以下		6人以上10人以下
資格	保育士	1/2以上が保育士	家庭的保育者

3 「利用定員」と第二期子ども・子育て支援事業計画における「確保方策」との比較

令和6年4月時点の利用定員の見込みについて、1号認定と2号認定は第二期子ども・子育て支援事業計画に定める令和6年度の確保方策を下回る見込みですが、3号認定はTAMランド野路こども園の小規模保育施設との一体化に伴う定員増等により確保方策を上回る見込みです。なお、量の見込みについては上回る定員確保ができています。

< 「利用定員」と「確保方策」の比較 >

	利用定員現状 (R6.3時点)	確保方策 (R6計画値) (A)	利用定員見込 (R6.4時点) (B)	計画との差 (B)-(A)	(参考) 量の見込み (R6計画値)
1号認定	2,242人	2,321人	2,057人	▲264人	1,326人
2号認定	2,736人	2,754人	2,736人	▲18人	2,662人
3号認定	2,001人	2,006人	2,015人	9人	1,928人
合計	6,979人	7,081人	6,808人	▲273人	5,916人